

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅰ	消費生活の安全・安心の確保	1	商品・サービスの安全の確保	(1)	食品の安全性の確保	1	1	食品の安全性に関する情報提供	ホームページや情報誌等により、食品関係事業者や消費者に食品に関する情報提供を行います。	-	-	-	-	-	市民局
						1	2	食品の安全性に関する情報提供	ホームページや情報誌等により、食品関係事業者や消費者に食品に関する情報提供を行います。	-	-	-	-	-	健康福祉局
						2	1	食品の安全性に関する情報収集	食品の安全性に関する情報収集及び調査研究を行うとともに、食品に起因する危害発生時には、関係機関・団体等と連携し、原因究明及び拡大防止措置を行います。	-	-	-	-	-	市民局
						2	2	食品の安全性に関する情報収集	食品の安全性に関する情報収集及び調査研究を行うとともに、食品に起因する危害発生時には、関係機関・団体等と連携し、原因究明及び拡大防止措置を行います。	-	-	食品表示法に基づく不適正調査件数	-	-	健康福祉局
						3		食品の監視指導及び検査	食品等事業者へのHACCP導入支援及び衛生管理状況の確認を行います。また、食品の生産・製造・流通等の状況、食品関係施設の実態、食中毒等の危害発生状況等を考慮し、効果的な監視指導及び食品検査を行います。	監視件数		30,000件/年			健康福祉局
						4		リスクコミュニケーションの推進	食品の安全性について、消費者、事業者及び行政の三者のリスクコミュニケーションの推進を図り、その意見を施策に反映させるなど、三者の相互理解を深め、連携して安全性の確保を推進します。	食品の安全性確保に関する各種会議等の実施回数		7回/年			健康福祉局
				(2)	住居の安全性の確保	5	1	地震災害対策の普及促進	地震災害対策の普及促進を図り、住宅の耐震化を支援します。	-	-	-	-	-	危機管理局
						5	2	地震災害対策の普及促進	地震災害対策の普及促進を図り、住宅の耐震化を支援します。	耐震診断件数		-			都市整備局
						5	3	地震災害対策の普及促進	地震災害対策の普及促進を図り、住宅の耐震化を支援します。	改修工事助成件数		-			消防局
						6		住居衛生に関する情報提供	市民からの相談等に応じて情報提供を行うとともに、必要に応じてダニアレルゲン、室内化学物質の簡易測定を行い、住まいの衛生面からの安全性を確保します。また、ホームページやパンフレット等により住居衛生に関する周知を行います。	測定件数		-			健康福祉局
				(3)	生活用品の安全性の確保	7		家庭用品の安全確保対策	身近な家庭用品の試買調査により、有害物質を含む家庭用品による健康被害の発生を未然に防止します。	試買検査件数		80件/年			健康福祉局
						8		生活衛生関係営業施設等の監視指導	旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき監視指導等を行います	監視指導件数		1,000件以上/年			健康福祉局
				(5)	安全性の確保に関する情報提供等	9		安全性・リコールに関する情報提供	ホームページや情報誌等により、商品・サービスの安全性やリコールに関する情報等を提供します。	-	-	-	-	-	市民局
						10	1	消費者事故情報の通知・提供	消費者安全法に基づき、消費者庁(所管省経由も含む)に対して、消費者事故等の被害情報を通知するとともに、消費者への情報提供を行います。	報告件数		-			市民局
						10	2	消費者事故情報の通知・提供	消費者安全法に基づき、消費者庁(所管省経由も含む)に対して、消費者事故等の被害情報を通知するとともに、消費者への情報提供を行います。	報告件数		-			消防局
						10	3	消費者事故情報の通知・提供	消費者安全法に基づき、消費者庁(所管省経由も含む)に対して、消費者事故等の被害情報を通知するとともに、消費者への情報提供を行います。	-	-	-	-	-	教育局
						11		こどもの事故に関する注意喚起	新生児訪問や乳幼児健康診査、各母子保健事業等において、こどもの事故予防に関する教材配布や保健指導を行います。	-	-	-	-	-	こども若者局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅰ	消費生活の安全・安心の確保	2	生活関連商品の安定供給及び適正な表示・計量の推進	(1)	安定供給及び公正な価格形成の確保	12		価格動向の情報提供	生活に密着した食料品や日用雑貨品等の価格動向について、ホームページ等により情報提供を行います。				HP更新回数	12回/年	市民局
						13		公平公正な市場運営	中央卸売市場において、野菜、果物、水産物、食肉、花き等を適正な価格で安定的に消費者に供給します。				-	-	経済局
						14	1	食品表示に関する啓発・情報提供	ホームページ等により、適正な食品表示(品質事項、衛生事項、保健事項)に関する啓発や情報提供を行います。				消費生活情報誌「ゆたかなくらし」を活用した啓発及び情報提供	1回/年	市民局
				(2)	表示の適正化	14	2	食品表示に関する啓発・情報提供	ホームページ等により、適正な食品表示(品質事項、衛生事項、保健事項)に関する啓発や情報提供を行います。				-	-	健康福祉局
						14	3	食品表示に関する啓発・情報提供	ホームページ等により、適正な食品表示(品質事項、衛生事項、保健事項)に関する啓発や情報提供を行います。				-	-	健康福祉局
						15		食品表示(品質事項)に関する指導等	遵守状況調査や関係機関との連携による疑義案件の立入調査により、不適正な食品表示への指導を行うとともに、不適正な表示の発生防止のための相談・啓発を行います。	重点		◎	食品表示法に基づく調査・啓発件数	120件以上/年	市民局
						16		生活三法に基づく指導等	電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく立入調査を行い、生活用品の適切な表示の指導を行います。	重点			生活三法に基づく調査件数	三法計20件/年	市民局
						17		食品表示(保健事項)に関する指導等	栄養成分表示や、虚偽誇大広告等の禁止に関する適切な食品表示について、相談指導を行います。				相談指導件数	-	健康福祉局
						18		食品表示(衛生事項)に関する指導等	食品添加物、アレルゲン、期限表示等の衛生事項に関する適切な食品表示について、監視指導を行います。				立入検査件数	3,000件/年	健康福祉局
				(3)	計量の適正化	19		計量検査・指導	取引・証明に使用する計量器(はかり)の定期検査、商品量目立入検査、特定計量器の立入検査を実施し、必要な指導を行います。	重点		◎	はかり検査戸数	1,300戸以上/年	市民局
						20		計量に関する啓発	ホームページや情報誌、「計量のひろば」等のイベントにより、適正な計量に関する啓発や情報提供を行います。				-	-	市民局
						21		仙台市計量功労者表彰	本市の計量行政の運営及び適正な計量の普及等に多大な貢献をし、その功績が顕著な事業者または個人に対して表彰を行います。				表彰件数	-	市民局
				(1)	消費生活相談統計等に基づく情報提供及び事業者への要請等	22		全国消費生活センター情報ネットワークシステム(PIO-NET)の活用	消費生活相談情報をPIO-NETを通して国等と共有するとともに、相談業務や消費者被害防止のための施策、教育・啓発資料の作成などに活用します。				-	-	市民局
						23		事業者団体等との意見交換・要請	事業者団体等との意見交換、あっせん等の機会に、個別の販売行為の適正化、法令遵守(コンプライアンス経営)等の取り組みについて情報収集し、必要に応じて消費者への安全な商品・サービスの提供に向けた要請等を行います。				要請件数	-	市民局
						24		条例違反等の情報提供	条例に違反またはその疑いのある事業活動による被害拡大防止のために必要な場合は、被害の概要等の情報を市民に提供します。				-	-	市民局
				(2)	消費生活条例に基づく対応	25		条例に基づく調査・勧告等	不適正な取引行為に対して、条例に基づき調査、勧告等を行い、勧告に従わない場合等には、事業者の氏名等の公表を行います。				-	-	市民局

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
I	消費生活の安全・安心の確保	4	災害時などの緊急時における対応	(1)	生活関連商品等の安定供給の確保	26		生活必需品の情報提供	災害などで生活用品が不足するおそれがある場合は、必要な情報を収集し、必要に応じて適時適切に情報提供を行います。	-				随時	市民局
						27	1	生活必需品の安定供給等の確保	災害時の協定により、被災者に対する生活必需品の供給体制の整備を行います。	-			-	-	危機管理局
						27	2	生活必需品の安定供給等の確保	災害時の協定により、被災者に対する生活必需品の供給体制の整備を行います。	-			-	-	経済局
						28		生鮮食料品の確保・市場機能の復旧	中央卸売市場開設都市と締結している災害時の協定により、被災者に供給する生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧を図ります。	-			-	-	経済局
				(2)	生活関連商品等の価格動向の監視等	29		生活関連商品の価格動向の監視・注意喚起	災害時・新型インフルエンザ等発生時などの緊急時における価格高騰や売り惜しみ等が生じないよう、価格動向を監視し、必要に応じて情報提供や注意喚起を行います。	-			-	-	市民局
				(3)	消費者被害防止等	30		緊急時等における消費者被害防止	被害拡大が懸念される相談事例や時期によって相談が増える案件に加え、災害時・新型インフルエンザ発生時など、緊急時における悪質商法による消費者被害防止のため、必要に応じて消費生活情報の提供及び相談体制の整備を行います。	-			-	-	市民局
		5	関係機関・団体等との連携	(1)	国・県等関係機関・団体等との連携	31		各種会議等における意見交換	国・県等関係機関・団体等との意見交換・情報共有により、消費者の安全を守る取り組みを推進します。	-			-	-	市民局
				(2)	事業者団体等との連携	32		事業者団体等との意見交換	事業者団体等との意見交換を通して、消費者への安全な商品・サービスの提供に向けた情報共有を行います。	-			-	-	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅱ	ライフステージや消費者の多様な特性に応じた消費者教育・啓発の充実	1	学校や家庭における消費者教育・啓発の充実	(1)	学校における消費者教育・啓発	33	1	消費者教育出前講座	市内の小学校・中学校・高等学校等の児童生徒、大学・専門学校等の学生に対して、発達段階や希望テーマに応じた出前式の講座を行います。講師の派遣にあたっては、消費生活相談員のほか、関係機関・団体等と連携し、専門の講師を活用するなど、消費者教育の充実を図ります。			◎	消費者教育出前講座の実施回数	20回以上/年	市民局
						33	2	消費者教育出前講座	市内の小学校・中学校・高等学校等の児童生徒、大学・専門学校等の学生に対して、発達段階や希望テーマに応じた出前式の講座を行います。講師の派遣にあたっては、消費生活相談員のほか、関係機関・団体等と連携し、専門の講師を活用するなど、消費者教育の充実を図ります。				-	-	教育局
						34		消費者教育教材(ウェブ教材「伊達学園」を除く)	小学校・中学校・高等学校等及び大学・専門学校等の発達段階に応じた消費者教育教材を作成・配布し、学校における消費者教育の支援や消費者被害防止のための広報・啓発を行います。また、ニーズに応じて教材の電子化を推進します。				教材等作成数	-	市民局
						35		ウェブ教材「伊達学園」	消費者教育ウェブ教材「伊達学園」を提供し、小学校・中学校・高等学校等それぞれの発達段階に応じた学習機会の充実を図ります。	重点		◎	「伊達学園」へのアクセス数	750,000件以上/年	市民局
						36		授業における消費者教育の実践	消費者教育ウェブ教材「伊達学園」やリーフレット等を活用した授業を実践し、小学校・中学校・高等学校等における消費者教育の内容・機会の充実を図ります。				実施回数	各校2回/年	教育局
						37	1	消費者教育教員研修	教員を対象とした研修会・講座等を行い、小学校・中学校・高等学校等における消費者教育の内容・機会の充実を図ります。				教員を対象とした研修会・講座等の実施回数	2回/年	市民局
						37	2	消費者教育教員研修	教員を対象とした研修会・講座等を行い、小学校・中学校・高等学校等における消費者教育の内容・機会の充実を図ります。				研修会開催数	3回/年	教育局
						38		消費者教育情報誌	教員向けに、消費者教育の情報誌を発行・配布し、学校における消費者教育のサポートを行います。				情報誌作成部数	10,000部/年	市民局
						39		仙台子ども体験プラザ事業	スチューデントシティ・ファイナンスパークの活用等により、金銭・金融や生活費設計等に関する消費者教育を行います。				実施校数	仙台市立の小学校118校 中学校・中等教育学校65校 ・特別支援学校1校 その他、希望する市内の県立・私立学校	教育局
						40		若者向け消費者教育教材	消費者教育出前講座の実施や、大学新入生オリエンテーション、はたちの集い等におけるリーフレットの配布やSNS広告等、さまざまな機会や媒体を活用して情報提供及び啓発を行います。	重点			情報提供回数	5回/年	市民局
						41		外国人留学生向け生活オリエンテーション	外国人留学生に対し、(公財)仙台観光国際協会が行うオリエンテーション等により消費生活情報を提供します。				出前講座実施回数	-	文化観光局
						42		幼児向け消費者教育教材	保育所・幼稚園等と連携し、親子で一緒に学べる幼児向けの消費者教育教材を作成・配布します。				教材作成数	10,000部/年	市民局
						43		児童生徒の保護者向け消費者教育教材	児童生徒の保護者向けに、主な消費生活の場である家庭において活用してもらう啓発リーフレット等の作成・配布を行い、消費者被害防止を図ります。	重点			教材等作成数	-	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局	
Ⅱ	ライフステージや消費者の多様な特性に応じた消費者教育・啓発の充実	2	地域等における消費者教育・啓発の充実	(1)	地域や市民に向けた消費者教育・啓発	44		消費生活及び被害防止に関する情報提供	広く市民に向けて、個々の特性も考慮しながら、ホームページ、情報誌、メール配信、SNSなど、さまざまな媒体により消費生活情報を提供するとともに、消費者被害防止に関する啓発を行います。	-	-	-	-		市民局	
						45	1	市民向け講座	消費生活講座を開催し、消費生活に関する知識や情報を提供します。また、市民センターにおける老壮大学等、地域の生涯学習の場において、消費者被害防止等についての講座を行います。	消費生活講座等実施回数		5回/年		市民局		
						45	2	市民向け講座	消費生活講座を開催し、消費生活に関する知識や情報を提供します。また、市民センターにおける老壮大学等、地域の生涯学習の場において、消費者被害防止等についての講座を行います。	学習講座数		-		教育局		
						46		くらしのセミナー	地域団体、事業者、任意のグループ、高齢者等の見守りの担い手となる団体等に対し、出前講座「くらしのセミナー」を実施し、消費者教育・啓発を行います。	出前講座実施回数		20回以上/年		市民局		
						47		せんだい消費者支援バンク	市や関係機関・団体等における消費者教育に関する取り組みをまとめた「せんだい消費者支援バンク」を作成し、地域のさまざまな人材を活用した消費者教育の推進を図ります。	配布先数		350ヶ所/年		市民局		
						48		個人情報保護制度に関する研修	市民や事業者を対象とした個人情報保護制度に関する研修を行い、制度への理解を深めます。	研修等開催回数		4回/年		総務局		
						49		誰にも優しいデジタル化	デジタルになじみの薄い方を対象に、民間事業者・団体等と連携し、デジタル機器やサービスの利用方法に関する助言・相談などの支援に取り組みます。	-		-		まちづくり政策局		
		3	啓発を行う人材の育成	(2)	外国人住民に向けた消費生活情報の提供	50		外国人住民向け生活オリエンテーション	外国人住民に対し、(公財)仙台観光国際協会が行う生活のためのオリエンテーション等により消費生活情報を提供します。	講座実施回数		-		文化観光局		
						(1)	地域人材の育成	51		消費生活パートナー	消費生活センターと地域の消費者の方々をつなぐパイプ役として、「消費生活パートナー」を育成し、身近な地域で消費者被害防止のための啓発や見守り活動につなげます。	消費生活パートナー登録者数		計画終了時点で45人以上		市民局
				(2)	消費生活相談員の育成	52		消費者教育に関する研修	出前講座等で質の高い消費者教育や啓発を行うため、国民生活センター等の消費者教育に関する研修を通して、消費生活相談員のスキル向上を図ります。	研修の参加回数		-		市民局		
				4	関係機関・団体等との連携	(1)	連絡組織の運営	53		消費者教育推進地域協議会	消費者教育を推進する関係機関・団体等がそれぞれの取り組みをテーマに情報交換を行います。	協議会開催回数		1回/年		市民局
								(2)	学校との連携	54		消費者教育連絡会議	消費生活センターと教育現場等の連携強化を図るための情報共有・意見交換を行い、学校における消費者教育の充実を図ります。	会議開催回数		1回/年
						(3)	消費者団体との連携	55		消費者団体活動補助金	消費生活の向上を図ることを目的として活動している市民活動団体の消費者教育・啓発を推進する活動に対し、必要な支援を行います。	補助金交付件数		2件/年		市民局
								(4)	専門的な知識を持った関係機関・団体等との連携	56		講座や研修会における連携	消費生活講座や出前講座、消費者教育教員研修において、消費者教育に関して専門的な知識を持った関係機関・団体等と連携し、相談傾向や社会情勢に即した効果的な消費者教育を推進します。	関係機関・団体への依頼件数		-
						(5)	事業者団体等との連携	57		くらしのセミナー	事業者団体のCSR活動等と連携し、消費者教育・啓発を推進します。	-		-		市民局
								58		消費者川柳	事業者等との連携により「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、消費者被害防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげます。	応募人数		1,200人/年		市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅲ	持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの推進	1	持続可能な社会を目指すライフスタイルの推進	(1)	持続可能な社会を目指すための啓発・情報提供	59		エシカル消費に関する啓発・情報提供	市民がエシカル消費について知り、意識を高めるための啓発や情報提供を行います。	重点			エシカル消費の認知度	計画終了時点で①エシカル消費を聞いたことがある市民の割合50%以上、②内容も知っている市民の割合20%以上	市民局
						60		消費者川柳	ごみの減量や食品ロスなど環境をテーマとした「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげます。				応募人数	1,200人/年	市民局
						61	1	環境に関する啓発・情報発信	ホームページ、SNS、情報誌等を活用し、市の取り組みを発信するとともに、市民の行動を促す情報を提供し、環境に配慮したライフスタイルの啓発を行います。			-	-		市民局
						61	2	環境に関する啓発・情報発信	ホームページ、SNS、情報誌等を活用し、市の取り組みを発信するとともに、市民の行動を促す情報を提供し、環境に配慮したライフスタイルの啓発を行います。				ワケルネットアクセス数	400,000件/年	環境局
		(2)	脱炭素型のライフスタイルの推進	62		家庭向け脱炭素支援事業	家庭からの温室効果ガス排出量の削減に向け、高断熱住宅や省エネ・再エネ設備への支援に取り組みます。			温室効果ガス排出削減量	-		環境局		
				63		せんだいE-Action	市民や企業等と協働し、3E(省エネ・創エネ・蓄エネ)を推進します。			イベント参加者数	4000人/年	環境局			
			(3)	資源循環都市を目指す消費生活の推進	64		災害用備蓄物資の有効活用	賞味期限まで1年未満となった災害用備蓄物資について、フードバンク等へ提供することにより食品ロスの削減を図ります。			廃棄食品重量	0g/年	危機管理局		
					65		プラスチック資源循環の推進	製品プラスチックとプラスチック製容器包装の一括回収・リサイクルを着実に進めるため、市民に身近な製品へリサイクルする資源循環の「見える化」を推進します。		-	-		環境局		
					66		食品ロス削減	せんだい食エコリーダーによる市民向け講座の開催や家庭で発生した未利用食品をフードバンク団体に寄付するフードドライブの実施を通して、食品ロス削減の実践行動を広く普及させます。			市民向け講座の実施回数	5回/年	環境局		
					67		みちのく環境管理規格の認証取得支援	環境負荷の少ない社会経済システム構築のため、地域版環境マネジメントシステムであるみちのく環境管理規格(みちのくEMS)の認証取得支援を行います。			補助金交付件数	8件/年	環境局		
	2	持続可能な社会を目指すビジネススタイルの推進	(1)	持続可能な社会を目指す消費者志向経営の推進		68	仙台市環境配慮事業者認定制度	ごみの減量・リサイクルの推進等に取り組む市内事業者を仙台市環境配慮事業者(エコにこマイスター)として認定することで、事業者の環境配慮の取り組みを推進します。			認定店舗・事業所等の数(内、環境配慮活動に特に積極的に取り組む事業者(エコにこゴールドマイスター)の数)	計画終了時点で500カ所以上(内、エコにこゴールドマイスターを300カ所以上)	環境局		
				(2)	脱炭素型のビジネススタイルの推進		69	事業者向け脱炭素支援事業	一定規模以上の事業者に温室効果ガス削減のための計画書等の提出を義務付けるとともに、市が事業者の取り組みへの助言等による支援を行うことで、温室効果ガス排出とエネルギーコストの削減を推進します。			参加事業者数	-	環境局	
						70	事業者向け脱炭素ワークショップ等	主に中小企業者を対象に、脱炭素の取り組みの必要性やメリット、温室効果ガス排出量の算定方法等について学ぶワークショップやセミナー等を開催します。			ワークショップ・セミナー開催回数	4回/年	環境局		
				(3)	資源循環都市を目指す事業活動の推進		71	食品ロス削減	小売店等から生じる消費期限間近の食品等を消費者に割引いて提供するマッチングサービスを運用するほか、飲食店等での食べきりや食べ残しの持ち帰りを推奨するなど、食品ロス削減に向けた啓発を行います。			-	-	環境局	

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅲ	持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの推進	3	環境教育・食育の推進	(1)	環境教育の推進	72		環境に関する講座等	環境をテーマとした講座の開催やイベントへの出展により、環境について学ぶ機会を提供します。	重点			環境をテーマとした消費生活講座等実施回数	1回/年	市民局
						73		環境教育・学習情報の提供	せんだい環境学習館たまきさんサロン及び環境Webサイトたまきさん等を通じて、環境教育・学習情報の提供を行います。				Webサイトたまきさんアクセス件数	101,000件/年	環境局
						74		杜の都の市民環境教育・学習推進会議	市民・NPO・学校・事業者・行政等あらゆる主体との連携により、環境教育・学習を推進します。			-	-		環境局
						75		せんだい環境学習講座	本市の環境に関わる学習講座の情報を集約し、学校や地域団体等へ情報発信と受講支援を行うことで、環境配慮行動に取り組む人づくりを進めます。			実施回数	-		環境局
						76		学校におけるプラスチックの分別収集	各学校でプラスチックを分別収集することにより、児童生徒が地球環境への理解を深め、主体的に環境保全に取り組む意識が育つよう、環境負荷を軽減する実践活動を推進します。			プラスチック分別実施学校数 プラスチック排出量	仙台市立 全学校実施		教育局
						77		食を通じた健康づくりの啓発・支援	健康的な食生活を実践するための知識や情報を発信し、市民の健康づくりを支援します。			啓発回数 対象人数	400回/年 10,000人/年		健康福祉局
		4	関係機関・団体等との連携	(2)	食育の推進	78		仙台伊達なマルシェ-だてまる(仙台市食環境整備事業)	減塩や栄養バランスの良い食品を販売する店舗を参加登録し、市民が健康に配慮した食品を選択・購入できる環境を整えます。			「仙台伊達なマルシェ-だてまる」の登録店舗数	80店舗(令和11年度)		健康福祉局
						79		食育月間パネル展での情報発信	食育月間パネル展においてポスター掲示やリーフレット配布を行い、市民への啓発を行います。			実施回数	7回/年		健康福祉局
						80		幼児に向けた啓発	各施設において、年間食育計画に基づき、こどもの作物栽培、収穫等の経験や保育士・栄養士による食に関する啓発を通して、食べものや食生活への理解を深める食育を推進します。			-	-		こども若者局
						81		児童生徒に向けた啓発	各学校において、食に関する指導の全体計画等を踏まえ、給食時間における指導の充実等を図り、食育を推進します。			-	-		教育局
						82		仙台産農作物の魅力発信	仙台の地産地消に関する情報発信事業「とれたて仙台」での情報発信や収穫まつり、農業体験等のイベントを通して、生産者と消費者の相互理解を深めることにより、仙台の地産地消を推進します。			交流イベント参加者数	20,000人/年		経済局
						83		消費者教育推進地域協議会	消費者教育を推進する関係機関・団体等がそれぞれの取り組みをテーマに情報交換を行います。	再掲 53		協議会開催回数	1回/年		市民局
						84		消費者教育連絡会議	消費生活センターと教育現場等の連携強化を図るための情報共有・意見交換を行い、学校における消費者教育の充実を図ります。	再掲 54		会議開催回数	1回/年		市民局
						85		消費者団体活動補助金	消費生活の向上を図ることを目的として活動している市民活動団体の消費者教育・啓発を推進する活動に対し、必要な支援を行います。	再掲 55		補助金交付件数	2件/年		市民局
						86		くらしのセミナー	事業者団体のCSR活動等と連携し、消費者教育・啓発を推進します。	再掲 57		-	-		市民局
						87		消費者川柳	ごみの減量や食品ロスなど環境をテーマとした「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげます。	再掲 60		応募人数	1,200人/年		市民局

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅳ	消費者被害の防止及び救済	1	消費者被害の未然防止・拡大防止	(1)	相談窓口の周知及び消費者被害防止に関する啓発等	88		消費生活センター相談窓口の周知	ホームページや情報誌等に加え、SNS広告等のデジタル媒体を活用し、外国人住民等の情報が届きにくい対象者も含めて、消費生活センターの相談窓口のさらなる周知を行います。	重点		◎	消費生活センターの認知度	・名前も相談機関であることも知っている市民の割合50%以上 ・名前を知っている市民の割合90%以上 (いずれも計画終了時点)	市民局
						89		消費生活及び被害防止に関する情報提供	広く市民に向けて、個々の特性も考慮しながら、ホームページ、情報誌、メール配信、SNSなど、さまざまな媒体により消費生活情報を提供するとともに、消費者被害防止に関する啓発を行います。	重点	再掲44		-	-	市民局
						90		くらしのセミナー	地域団体、事業者、任意のグループ、高齢者等の見守りの担い手となる団体等に対し、出前講座「くらしのセミナー」を実施し、消費者教育・啓発を行います。		再掲46		出前講座実施回数	20回以上/年	市民局
						91		緊急時等における消費者被害防止	被害拡大が懸念される相談事例や時期によって相談が増える案件に加え、災害時・新型インフルエンザ発生時など、緊急時における悪質商法による消費者被害防止のため、必要に応じて消費生活情報の提供及び相談体制の整備を行います。		再掲30		-	-	市民局
						92		消費者川柳	消費者トラブルや特殊詐欺等の被害防止をテーマに「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、消費生活センターの相談窓口の周知及び消費者トラブルや特殊詐欺被害の防止につなげます。				応募人数	1,200人/年	市民局
						93		消費生活相談における助言及びあっせん	消費者から事業者との取引に関して生じた苦情の申出があったときは、自主交渉のための助言やあっせん等を行います。				あっせん件数	-	市民局
	2	消費者被害の救済		(1)	消費生活条例に基づく助言及びあっせん、調停等	94		条例に基づく調停	消費者トラブルに関する苦情があっせん等により解決することが困難で、広く市民の消費生活に影響が生じるなど必要があるときは、調停による解決を図ります。				-	-	市民局
						95		消費者訴訟の援助	調停に付された案件について、訴訟活動に必要な援助を行います。				-	-	市民局
						96		消費者団体活動補助金	特定適格消費者団体を目指す団体に対し、支援を行います。				補助団体数	1団体/年	市民局
						97		国民生活センター教育研修等	国民生活センター、宮城県、東北都市消費者行政協議会等が主催する研修に積極的に参加し、消費生活相談員の専門知識や資質の向上を図ります。				研修の参加回数	30回/年	市民局
						98		勉強会等の開催	弁護士など外部講師との事例研究会等の実施により、相談業務に資するためのスキルや知識の向上を図ります。	重点			研修会実施回数	11回/年	市民局
						99		事業者団体等との意見交換	総務省で開催する電気通信事業者との連絡会議や生命保険や貸金業、生活衛生などの関係機関・団体等との意見交換会への参加により、インターネットトラブルをはじめとする最新の情報を収集し相談業務に生かします。				会議等参加回数	-	市民局
	3	消費生活相談の充実		(2)	インターネット消費生活相談	100		電子媒体を活用した消費生活相談	せんだいオンライン申請サービスを利用して、消費生活に関する相談を受け付けます。				-	-	市民局
						101		多重債務研修会	職員向け多重債務研修会の開催や、庁内連絡会議等の情報提供などにより、相談窓口の周知やアウトリーチによる支援に向けて、関係部局との連携を強化します。				多重債務研修会開催回数	1回/年	市民局
						102		消費生活相談における関係機関・団体等との連携	多重債務に関する相談者を弁護士等の専門家に紹介・誘導するとともに、生活に困窮している場合は、生活の自立を支援する相談機関に紹介・誘導します。				-	-	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅳ	消費者被害の防止 及び救済	3	消費生活相 談の充実	(3)	多重債務者等 に対する支援	103		仙台市生活困窮者等家計改 善支援事業	家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮 者及び生活保護受給者に対し、収入、支出その他家計の状況の適切な 把握及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、自らか 計管理ができるよう支援します。				新規相談件数	300件/年	健康福祉局
				(4)	外国人からの 相談に対する 支援	104		仙台多文化共生センターに よる通訳支援	コミュニティ通訳サポーターの派遣や通訳サポート電話により、日本語 が不自由な外国人の相談対応を、通訳により支援します。				「コミュニティ通 訳サポーター」の 派遣回数	-	文化観光局
				(5)	特別相談窓口 の設置等	105		消費生活特別相談ダイヤル の設置	弁護士会等関係機関・団体等と連携し、消費生活トラブルや多重債務 に関する特別相談を行います。				特別相談実施日 数	12日/年	市民局
						106		緊急相談窓口の設置	関係機関・団体等と連携し、急激にトラブルが増加した問題に関して緊 急的な相談窓口を設置します。				-	-	市民局
						107		移動相談	要請があった場合、必要に応じて地域に出向いて消費生活相談を受 ける移動相談を行います。				-	-	市民局
		4	関係機関・ 団体等との 連携	(1)	連絡組織によ る連携	108		消費者の安全を守る連絡協 議会	「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」の見守りネットワークづくり を推進し、地域における消費者被害防止に努めます。	重点			協議会実施回数	1回/年	市民局
				(2)	国・県等関係機 関・団体等との 連携	109		東北都市消費者行政協議会 等	宮城県や東北の各都市との定期的な情報交換を図るなど連携し、消 費者被害の防止及び救済に努めます。				-	-	市民局
				(3)	専門的な知識 を持った関係 機関・団体等と の連携	110		消費生活相談における関係 機関・団体等との連携	消費者の特性(高齢者、障害者、外国人等)に応じた相談について、関 係機関・団体等と連携して対応します。				-	-	市民局
						111		行政機関及び弁護士等との 連携	「県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会」によ り、消費者被害防止及び救済に向けた情報共有や連携を図ります。				懇談会参加回数	2回/年	市民局
				(4)	事業者団体等 との連携	112		消費者川柳	消費者トラブルや特殊詐欺等の被害防止をテーマに「仙台市消費者川 柳」の募集・表彰を行うことで、消費生活センターの相談窓口の周知及 び消費者トラブルや特殊詐欺被害の防止につなげます。		再掲 92		応募人数	1,200人/年	市民局
						113		住まいの活用相談	住まいに関連する団体等と連携し、相互の情報提供の推進と意見交換 を図り、市民に対する住まいの相談体制の充実や情報提供等を行いま す。				関連団体との意 見交換実施回数	1回/年	都市整備局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅴ	見守り等の配慮を要する消費者(高齢者等)への対応	1	高齢者等に対する支援	(1)	高齢者等に対する啓発	114	1	出前講座の実施	町内会、老人クラブ等の地域団体、任意のグループ、事業者等に対して、防犯・悪質商法等に関する出前講座(「くらしのセミナー」、「防犯講座」)を行います。	重点		◎	高齢者・障害者向けセミナーの実施回数	15回以上/年	市民局
						114	2	出前講座の実施	町内会、老人クラブ等の地域団体、任意のグループ、事業者等に対して、防犯・悪質商法等に関する出前講座(「くらしのセミナー」、「防犯講座」)を行います。	重点			出前講座実施回数	50回/年	市民局
						115	1	啓発チラシ・物品の配布	特殊詐欺や悪質商法などへの注意喚起等の啓発チラシ・物品を作成し、配布します。				-	-	市民局
						115	2	啓発チラシ・物品の配布	特殊詐欺や悪質商法などへの注意喚起等の啓発チラシ・物品を作成し、配布します。				啓発チラシ・冊子の配布部数	3,000部/年	市民局
						116		配食サービス事業者との連携	配食サービスを行う事業者・団体等と連携し、消費者に対し注意喚起情報を提供します。	重点		◎	配食サービス配達時の注意喚起チラシの配布数	10団体/年 36,000部以上/年	市民局
				(2)	高齢者等の自立した消費生活への支援	117		地域包括支援センターによる注意喚起	地域包括支援センターが、地域の高齢者及び関係機関にパンフレット等を活用しながら消費者被害の注意喚起を行います。				-	-	健康福祉局
						118		特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金	特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、特殊詐欺電話撃退装置等の購入費用を支援します。				補助金交付件数	180件/年	市民局
						119		誰にも優しいデジタル化	デジタルになじみの薄い方を対象に、民間事業者・団体等と連携し、デジタル機器やサービスの利用方法に関する助言・相談などの支援に取り組めます。		再掲 49		-	-	まちづくり政策局
						120		福祉用具等に関する情報提供	福祉用具・サービスに関する情報提供のために仙台市シルバーセンター福祉用具展示室において展示、相談等を行います。				利用者数 相談件数	3,000人/年 800件/年	健康福祉局
						121		終活支援事業	終活に関する相談支援や広報・周知のほか、終活情報登録制度の導入等を通じて、市民一人ひとりが安心して終活に取り組める環境を整備し、終活の考え方を広く浸透させます。				-	-	健康福祉局
				(3)	高齢者等の財産等の保護	122		ウェルビーイング製品等開発委託事業	高齢者等の自立支援や在宅介護の支援なども含めたウェルビーイング分野において、ITなどを活用した付加価値の高い製品・サービスの開発・事業化を目指します。				事業採択件数	5件/年	経済局
						123		成年後見制度・権利擁護事業に関する情報提供	相談者の家族に対し、必要に応じて成年後見制度や権利擁護事業に関する情報を提供し、活用を促進します。				該当相談件数	-	市民局
						124		成年後見制度の利用支援	認知症高齢者等で成年後見制度の利用が必要な方で、特に必要と判断された場合に、市長申立を行います。また、一定の条件下で、後見人等の報酬や申立費用を助成するとともに、仙台市成年後見総合センターにおいて制度に関する相談・支援を行います。				市長申立件数 センター相談件数	-	健康福祉局
						125		日常生活自立支援事業	仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)において、認知症高齢者等の金銭管理や福祉サービス利用のための援助等を行います。				相談件数 実利用件数	-	健康福祉局
						126		くらしのセミナー	福祉部署と連携し、高齢者等の見守りの担い手となる団体等を対象に出前講座「くらしのセミナー」を行い、消費者被害防止に有効な取り組みなどを情報提供します。	重点		◎	見守りの担い手となる団体向けセミナーの実施回数	3回以上/年	市民局
				2	高齢者等の見守り活動に対する支援	127		啓発物品の提供	高齢者等の見守りの担い手となる団体等に対して、消費者被害防止に資する啓発物品を作成・提供します。				-	-	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画
(計画期間:令和8年度～令和12年度)事業一覧

資料2-2

柱	柱名(新)	方向	方向名	施策	施策名	No.	枝番	事業名	事業概要	重点	再掲	評価指標	業務指標	目標値	担当局
Ⅴ	見守り等の配慮を要する消費者(高齢者等)への対応	2	高齢者等の見守り活動に対する支援	(1)	見守り活動の推進	128		見守りガイドブック	「高齢者・障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」を作成し、民生委員や地域包括支援センター、障害者サービス事業所などへ配布します。				-	-	市民局
						129		小地域福祉ネットワーク活動推進事業	地域福祉活動の担い手が高齢者等の消費者トラブル防止について注意喚起できるよう支援します。				補助金交付地区数	-	健康福祉局
				(2)	見守り活動の担い手の育成	130		消費生活パートナー	消費生活センターと地域の消費者の方々をつなぐパイプ役として、「消費生活パートナー」を育成し、身近な地域で消費者被害防止のための啓発や見守り活動につなげます。	再掲 51			消費生活パートナー登録者数	計画終了時点で45人以上	市民局
		3	関係機関・団体等との連携			131		認知症サポーター・認知症パートナー	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で見守る認知症サポーターや、認知症の人の思いや希望に耳を傾け、気持ちに寄り添えるパートナーを地域で養成します。				認知症サポーター養成者数 認知症パートナー講座養成者数	認知症サポーター養成者数5,000人/年 認知症パートナー養成者数170人/年	健康福祉局
				(1)	連絡組織による連携	132		消費者の安全を守る連絡協議会	「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」の見守りネットワークづくりを推進し、地域における消費者被害防止に努めます。	重点	再掲 108		協議会実施回数	1回/年	市民局
				(2)	事業者団体等との連携	133		配食サービス事業者との連携	配食サービスを行う事業者・団体等と連携し、消費者に対し注意喚起情報を提供します。	重点	再掲 116	◎	配食サービス配達時の注意喚起チラシの配布数	10団体/年 36,000部以上/年	市民局
				(2)	事業者団体等との連携	134		介護保険サービスに関する相談・苦情等対応	宮城県長寿社会政策課、宮城県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等関係機関・団体等と連携し、市民の介護保険サービスに関する相談・苦情等について対応します。				苦情・相談件数	-	健康福祉局